

# 鳥取県豚熱防疫対策連絡会議

時間：令和6年4月17日（水）  
午前10時～

場所：第3応接室

出席：知事、副知事

危機管理部、農林水産部

# 会議内容

- 1 島根県の野生いのししでの感染確認事例
- 2 近県での野生いのしし感染確認状況
- 3 県の対応
- 4 相談窓口の設置
- 5 豚熱ウイルスの拡散防止のお願い

# 1 島根県の野生いのししでの感染確認事例(1)

捕獲場所 島根県安来市伯太町 (県境まで約1キロ)

4月11日(木) 捕獲

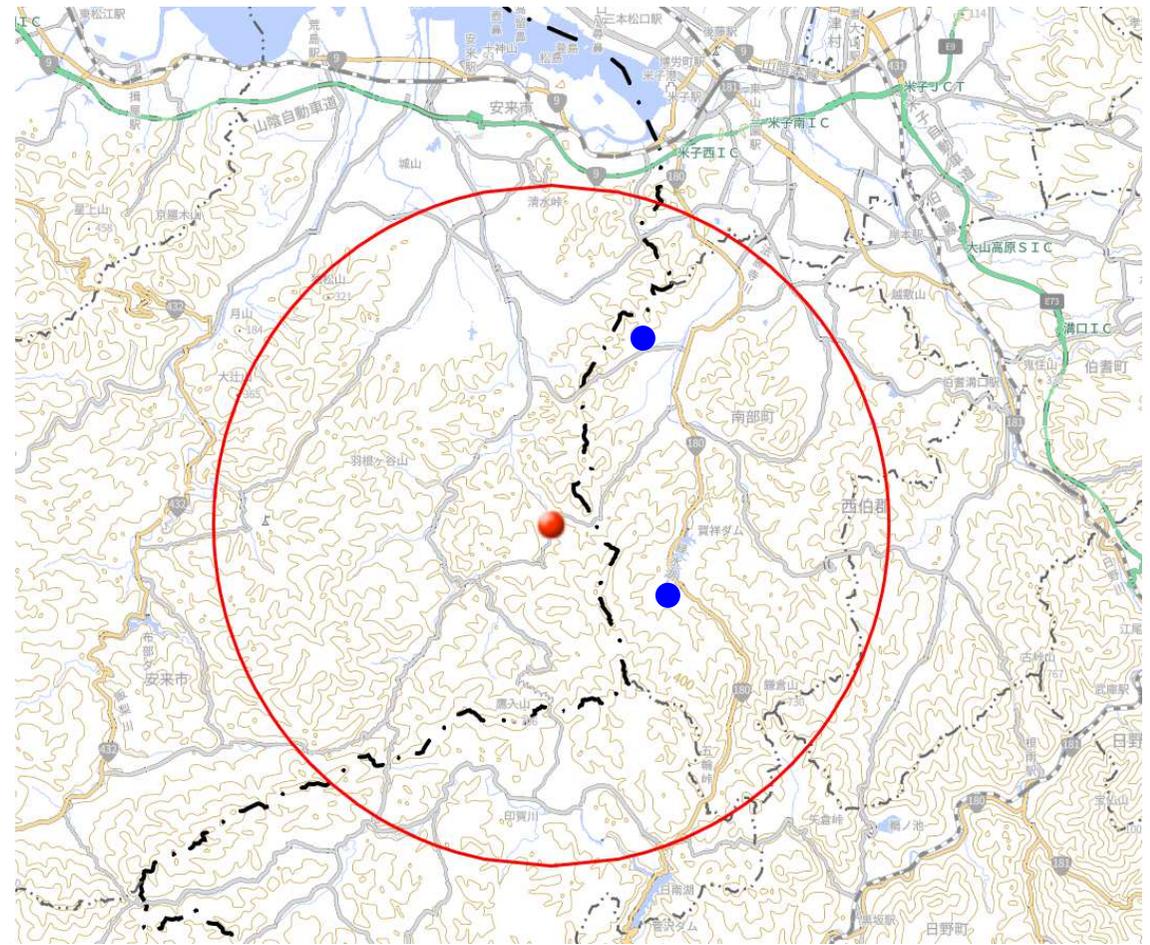
4月16日(火) 島根県の家畜保健衛生所が実施した  
遺伝子検査で陽性と確定

- 発生地点を中心とする半径10キロの区域(感染確認区域)が県内に及ぶ

⇒南部町、日南町、米子市、  
伯耆町、日野町 の一部

- 感染確認区域内に  
2養豚場あり

⇒4月16日に異状がないこ  
とを確認済

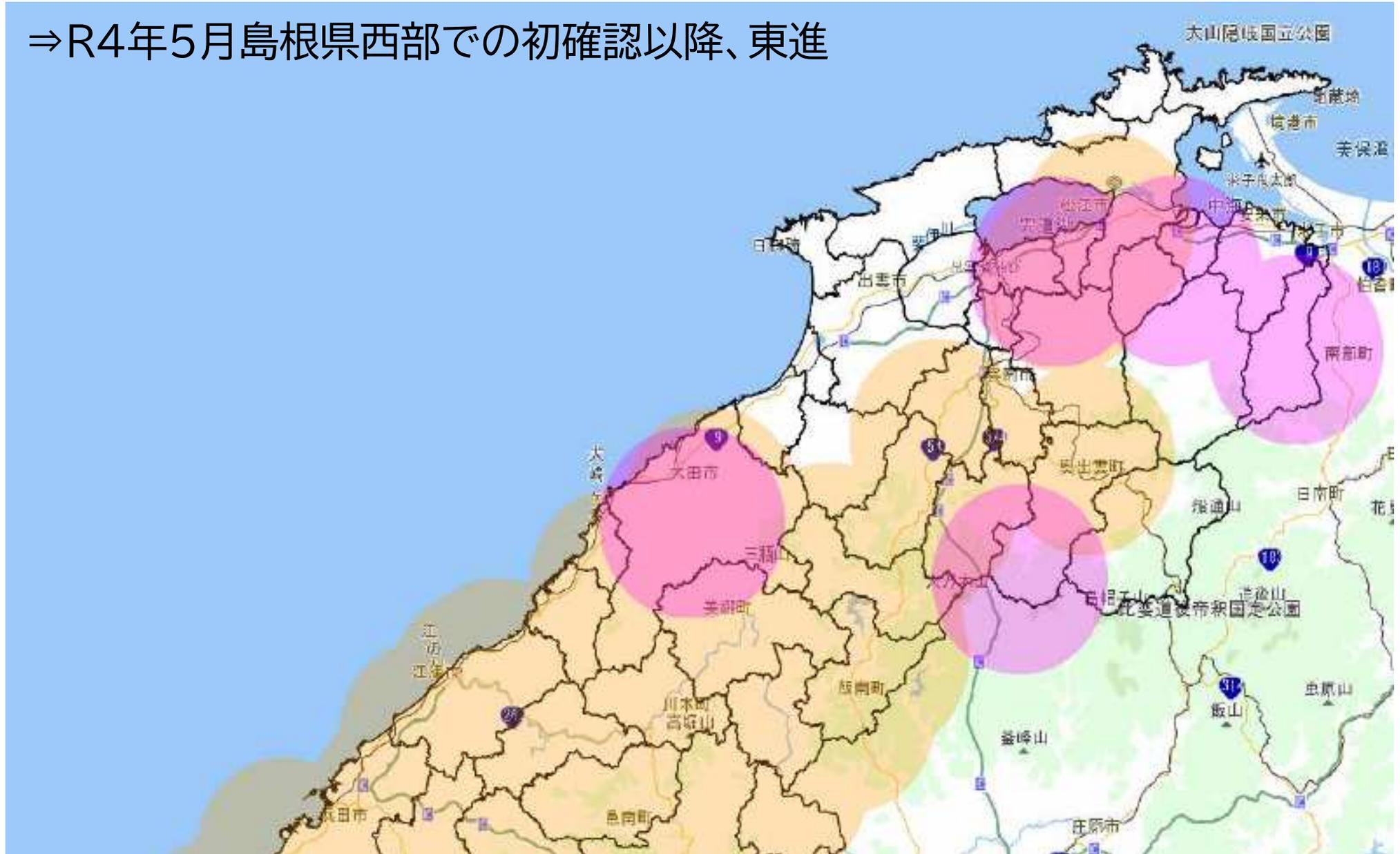


# 1 島根県の野生いのししでの感染確認事例(2)

島根県の感染確認状況

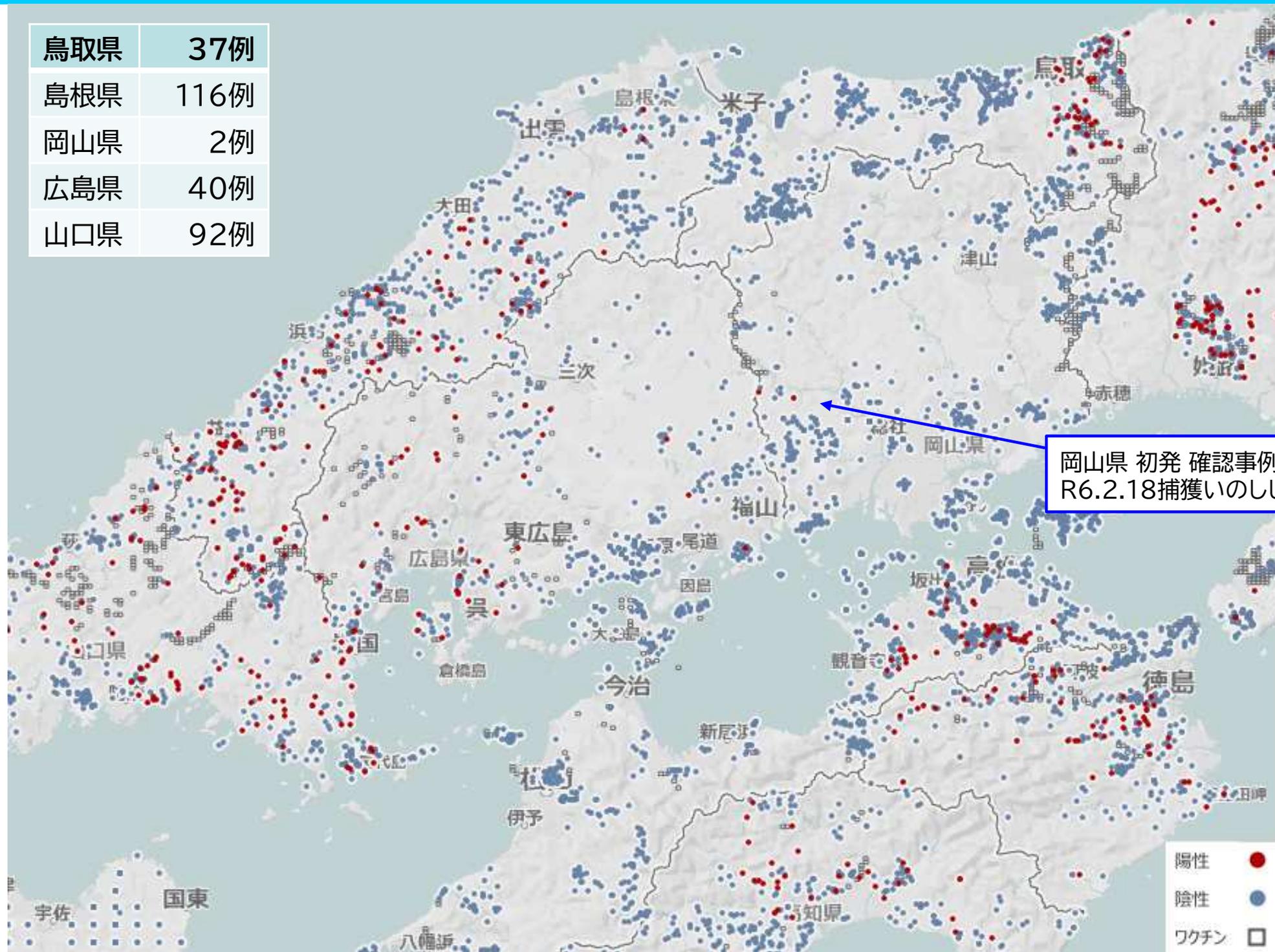
● 令和6年3月以降確認分

⇒R4年5月島根県西部での初確認以降、東進



## 2 近県での野生いのしし感染確認状況(R6.4.10時点)

鳥取県	37例
島根県	116例
岡山県	2例
広島県	40例
山口県	92例

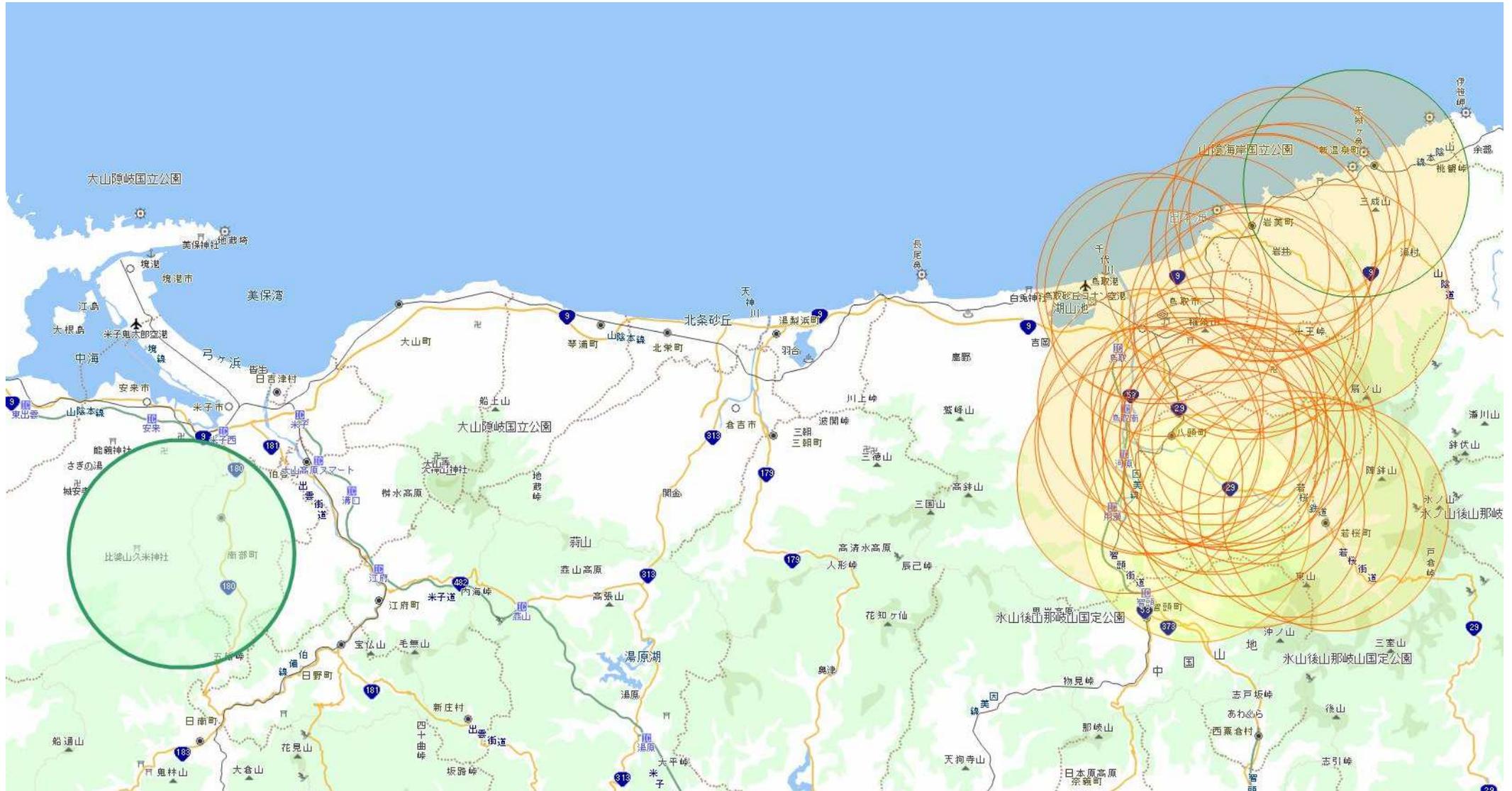


岡山県 初発 確認事例  
R6.2.18捕獲いのしし

陽性 ●  
陰性 ●  
ワクチン □

# 鳥取県に係る感染確認区域

県内では、R5年11月(37例目)以降確認なし



### 3 県の対応(1)

#### 1 発生情報の周知と注意喚起

- ・県内全16養豚場の飼育豚に異状なし
- ・侵入防止柵や畜舎の点検、長靴や衣服の交換、車両消毒の徹底を指示。特に、半径10km以内に所在する2養豚場については、家畜保健衛生所が立入して、消毒状況、施設の点検等重点指導実施

#### 2 移動制限等防疫措置

鳥取県は豚熱ワクチン接種区域であることから、制限区域の設定や消毒ポイントの設置は行わない。

## 3 県の対応(2)

### 3 野生いのしし対策

#### ○狩猟者等への捕獲強化及びウイルス拡散防止対策の要請

- いのししについて感染確認区域(感染いのしし発見場所から半径10km以内)の外への肉等持ち出しの自粛の要請
- 捕獲個体の適切な処理(埋却等)
- 感染確認区域内での狩猟後は、移動時の洗浄・消毒の徹底(自動車、器具、靴、衣服等)

#### ○サーベイランス強化

- 野生いのしし死体、捕獲個体の検査の強化

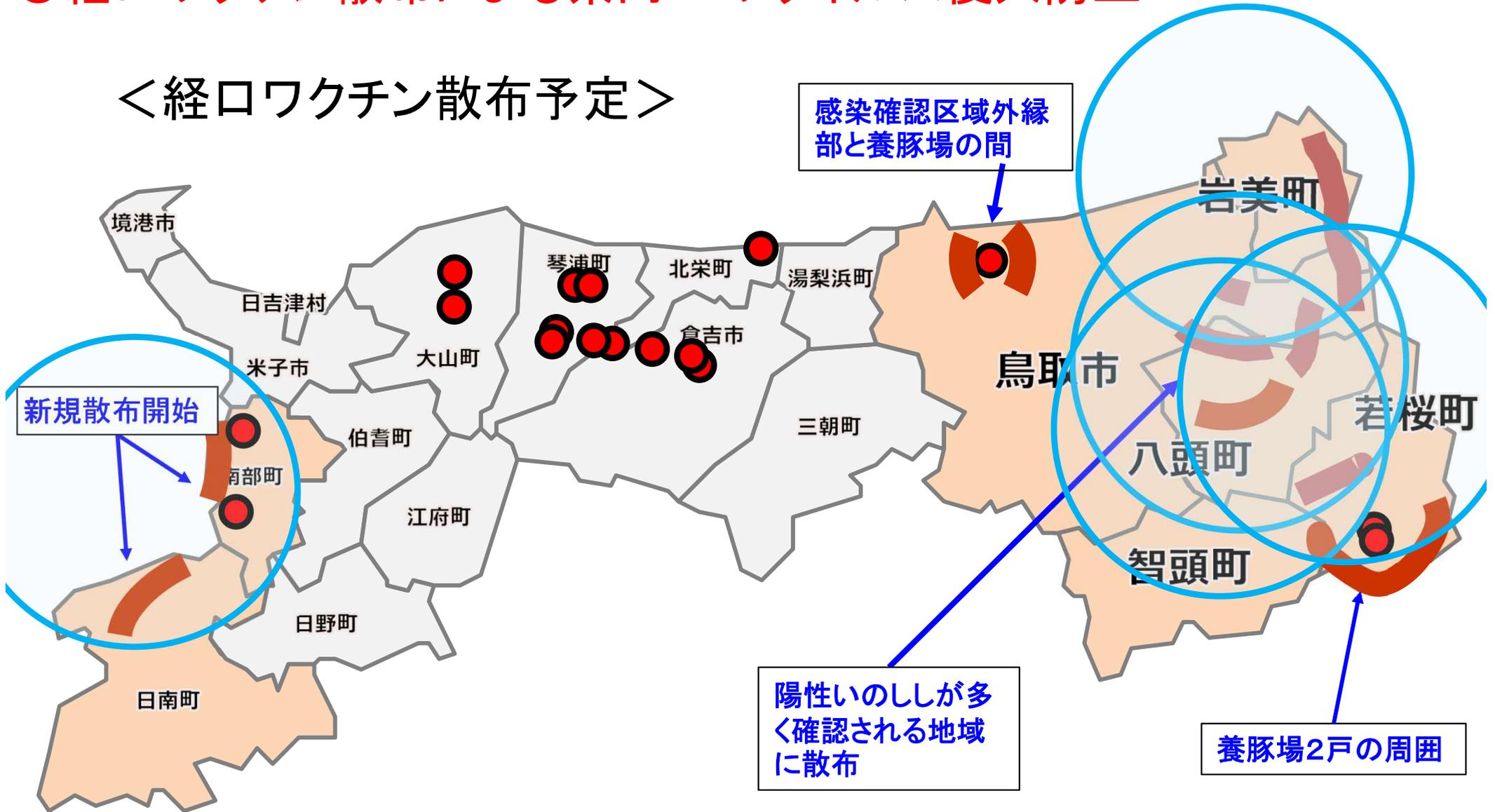
#### ○ジビエ利用に関する注意喚起

- ジビエ利用関係者(狩猟者、処理施設)に発生情報の周知と注意喚起

### 3 県の対応(3)

## ○経口ワクチン散布による県内へのウイルス侵入防止

### <経口ワクチン散布予定>



- 経口ワクチン散布予定地
- 養豚場
- 感染確認区域

# 4 県の対応(4)

## 4 狩猟者や登山者、山林内で作業される方への注意喚起

- ・豚熱ウイルス拡散防止のポスターを市町村及び関連施設へ配布し、住民や登山者、山林内で作業される方への周知を依頼
- ・狩猟者へのチラシ配布や県ホームページで注意喚起実施

登山・キャンプや山林内で作業する皆さまへ  
豚熱ウイルスの拡散防止に御協力をお願いします。

- 鳥取県内において、野生イノシシで豚熱の感染が確認されています。
- 豚熱は人間に感染することはありませんが、豚に感染して養豚業に大きな被害を与えます。
- ウイルスを山林から持ち帰らないよう ご協力をお願いします。

山に入る前に必ず感染確認区域を確認してください。

- 登山やキャンプ、農林業などで山林に立ち入る区域が、豚熱に感染した野生イノシシが発見された場所から半径10km圏内（以下、感染確認区域）かどうか確認してください。感染確認区域は、県のホームページで公開しています。（QRコードから確認できます）



感染を広げないためお願いしたいこと

① ウイルスは土にも含まれています。靴についた泥は山で落としましょう。



② イノシシを引き寄せないよう飲食物は捨てずに持ち帰りましょう。



③ 山から下りたら養豚場等に近寄らないようにしましょう。



④ イノシシの死体を見つけたら、接触を避け、市町村又は県に連絡してください。

※なお、死体は豚熱検査を行う可能性がありますが、明らかに交通事故での死亡や腐敗しているもの、崖の下や山奥など検査用の試料を採取するのに困難な場所にあるものは、検査の対象外ですので連絡は不要です。

<死亡イノシシ発見時の連絡先>  
鳥取県畜産振興局 家畜防疫課 0857-26-7286（夜間休日 090-8061-9109）



山林に立ち入る皆さまへ  
豚熱ウイルスの拡散防止にご協力をお願いします。

野生のいのししの中で豚熱という病気が広がっています。人間に感染することはありませんが、豚に感染して養豚業に大きな被害を与えます。ウイルスを山林から持ち帰らないよう、ご協力をお願いします。

- ① ウイルスは土にも含まれます。靴の泥は山で落としましょう。
- ② いのししを誘引しないよう飲食物は捨てずに持ち帰りましょう。
- ③ 家畜がいる施設に近寄らないようにしましょう。
- ④ いのししの死体を見つけたら管轄の自治体に連絡して下さい。



# 5 豚熱相談窓口(24時間対応)

## ■生産者の皆さんの相談窓口

鳥取家畜保健衛生所	0857-53-2240	(夜間休日は転送)
倉吉家畜保健衛生所	0858-26-3341	( // )
西部家畜保健衛生所	0859-62-0140	( // )

## ■死亡いのししに関する通報窓口

家畜防疫課	0857-26-7286	(夜間休日 090-8061-9109)
各市町村窓口		

## ■野生いのししに関する相談窓口

自然共生課	0857-26-7979	(夜間休日 0857-26-7111)
中部総合事務所環境建築局	0858-23-3276	(夜間休日 0858-22-8141)
西部総合事務所環境建築局	0859-31-9628	(夜間休日 0859-34-6211)

## ■ジビエ利用に関する相談窓口

食パラダイス推進課	0857-26-7853	(夜間休日 0857-26-7111)
東部農林事務所	0857-20-3654	(夜間休日 0857-26-7111)
中部総合事務所農林局	0858-23-3163	(夜間休日 0857-26-7111)
西部総合事務所農林局	0859-31-9768	(夜間休日 0857-26-7111)

## ■平日夜間、休日、祝日相談窓口

防災当直	0857-26-8100	
------	--------------	--

# 豚熱ウイルスの拡散防止のお願い

- 野生いのししの中で豚熱という病気が広がっています。人に感染することはありませんが、豚に感染して養豚業に大きな被害を与えます。ウイルスを山から持ち帰らないようご協力をお願いします。
- ウイルスは土にも含まれるので靴の泥は山で落としましょう。
- 野生いのししを誘引しないよう、飲食物は捨てずに持ち帰りましょう。
- 山から下りたら、畜産施設に近寄らないようにしましょう。
- 野生いのししの死体を見つけたら、市町村又は県庁畜産振興局家畜防疫課へ連絡してください。

# 県民の皆様へ

- 1 豚熱は豚熱ウイルスによる豚及びいのししの病気であり、人に感染することはありません。
- 2 仮に感染した豚やいのししの肉を食べても人の健康に影響はありません。県民の皆様には安心して豚肉やいのしし肉を食べていただくようお願いいたします。